

## 高知市プレミアム付商品券取扱店募集要項

### 1. 趣旨

高知市プレミアム付商品券事業実施要綱に定める取引について、当該商品券の取扱店舗を募集します。

### 2. 発行する商品券

- (1) 高知市プレミアム付商品券（以下「商品券」という）
- (2) 発行額2,225百万円(予定)（販売額1,780百万円）
- (3) 発行部数44.5万冊（予定）
- (4) 販売価格 1冊4,000円（額面5,000円・割引率20%）  
《内訳》500円券×10枚=5,000円
- (5) 使用可能期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）
- (6) 購入上限冊数は、購入引換券1枚あたり5冊まで  
※登録店全店で利用できる商品券になります。  
※発行部数は購入状況等により減少する可能性があります。  
※商品券には通し番号と偽造防止策を施しています。

### 3. 商品券の基本的な取扱い

- (1) 商品券は、商品の販売やサービスの提供などの支払いに利用できます。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券の額面に満たない利用であっても、つり銭を出してはいけません。不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 使用可能期間を過ぎたものや、裏面に他店の店名等が記入されたものは受け取らないでください。
- (5) 商品券の紛失、盗難について、高知市及び高知市プレミアム付商品券事務局（以下「事務局」という）はその責を負いません。
- (6) 他市町村の商品券を間違って受け取らないでください。

### 4. 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い

- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）  
第2条に該当する営業に係る支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) 商品券の交換又は売買

## 5. 取扱店の応募資格

- (1) 高知市内に立地する店舗・事業所があるもの。
- (2) 本募集要項を遵守でき、下記のいずれにも該当しないもの。
  - ・ 4. で定める商品券が利用できない商品・サービスのみを取扱うもの。
  - ・ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの。
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

## 6. 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが分かるよう、事務局が配布する「高知市プレミアム付商品券取扱店登録証」を利用者の目に付きやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が商品券を持参したときは、受け取る前に正規のものであるか、また、裏面に他店名の記入がないか等を確認の上、商品券額面分の商品の販売、サービス等の提供を行ってください。ただし、差額が生じる場合につり銭は支払わないでください。
- (3) 令和2年4月1日（水）以降、利用者から商品券を受け付けないでください。
- (4) 明らかな偽造等の不正利用の疑いがあるときは、商品券の受け取りを拒否するとともに速やかに事務局に申し出てください。
- (5) 取引により商品券を受け取った時は、他店での再利用を防止するため、必ず裏面の所定欄に直ちに店名等を記入（スタンプ可）してください。
- (6) 商品券の交換、譲渡、転売は行わないでください。使用可能期間内において使用された商品券のみ換金可能です。
- (7) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に利用しないでください。
- (8) 使用済み商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の負担とします。
- (9) 取扱店の登録事項に変更があった時は、速やかに届け出てください。
- (10) その他事務局からの指示（効果検証のためのアンケート調査等）を遵守してください。

## 7. 取扱店の登録手続き

(1) 申込み方法

登録を希望する事業者は、ウェブサイト上からの登録申請をお願いします。ウェブサイトから登録ができない場合は「高知市プレミアム付商品券取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、FAXでお申込ください。

※スムーズな事務手続きを進めるために、できる限りウェブサイトからの登録をお願いします。また、説明会を7月29日、8月3日に開催する予定です。3回目以降の説明会につきましては、HP上でお知らせいたします。

(2) 申請書のFAX送付先

日本旅行プレミアム付商品券事務局

FAX:06-6371-6512

(3) 募集期間

ア 募集開始から令和元年12月27日（金）まで

イ 広告・宣伝

・取扱店掲載チラシに掲載されるのは、8月19日（月）までに登録手続きを終えた事業所になります（商品券販売時に配布予定）。

・8月20日以降の登録は、ウェブサイト上のみの掲載となります。

(4) 取扱店の承認

申込後、審査を行い、取扱店として承認し、「高知市プレミアム付商品券取扱店登録証」を配布します。

(5) その他

ア 登録料は不要です。

イ 市内に複数の店舗等があり、それぞれ取扱店として登録を希望する場合は、店舗ごとに申請書を提出してください。

ウ チラシ、商品券見本等の資材は後日登録住所宛に配布します。

## 8. 商品券の換金

(1) 換金方法

使用済み商品券の裏面に店名を記入等した上で、半券（取扱店控え）部分を切り取って、大きい方の半券（裏面に店名を記入等したもの）を専用封筒に入れて、事務局に郵送（送料は事務局が負担します）。後日、換金額を指定口座に振り込みます。

※小さい方の半券は取扱店控えになりますので、精算が終わるまで大切に保管してください。

※換金手数料や振込手数料はかかりません。

※口座振込以外の換金はいたしません。

※事務局では換金の対応はいたしません。

(2) 換金期間

令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）まで

(ただし、事務の都合上、令和2年4月末まで換金期間が延長になる場合がございます。)

※換金期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても換金できません。

(3) 換金日程

毎月8日までに投函した分は、翌月の2日(土日祝にあたる場合は翌営業日) 毎月23日までに投函した分は、翌月の18日(土日祝にあたる場合は翌営業日)で振込むサイクルになります。

※10月8日投函の設定はございません。

※2月8日にご投函をいただいた分は、翌月の3月4日の振込になります。

9. 取扱店の取消

取扱店が、本募集要項に違反すると認められる場合は、換金の拒否や直ちに登録を取り消すとともに、店舗名の公表及び損害金の返還請求等を行うことがあります。

<お問い合わせ先>

高知市プレミアム付商品券事務局

〒780-0053 高知市駅前町1-8 第7駅前観光ビル2階

(株)日本旅行 高知支店内

TEL: 0120-001-278 FAX: 088-884-0911